

木原記念財団特別賞の新設案内について（ご依頼）

会員各位

標記の件について、以下の文書のとおり木原記念財団より案内がありましたのでご連絡いたします。応募される会員は9月20日をまでに添付の書類をご記入の上、学会事務所まで送付してください。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当財団の事業についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。去る4月に第17回木原記念財団学術賞の候補者推薦をご依頼しているところですが、当財団の理事会（6月30日）において、従来の木原記念財団学術賞に加え、「木原記念財団特別賞」を設けることになりました。今回新たに設けました「木原記念財団特別賞」は、生命科学の分野で独創的な研究を行っており、かつその内容が社会的貢献に繋がる研究を行っている若手の研究者を励まし、顕彰することを目的とします。またこの「木原記念財団特別賞」は、受賞者が選考された場合に、1件顕彰することができるものとします。

なお「木原記念財団学術賞」は、従前通り、生命科学の分野で優れた独創的研究を行っている者、とりわけ今後の生命科学の発展を支えるであろう若手の研究者を励まし、顕彰することを目的とします。

ご多忙中恐縮に存じますが、先にお送りしました推薦要綱等を一部変更しましたので、今回添付しました推薦要綱等に基づき、候補者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

〔推薦書提出先、連絡先〕

〒110-0008 東京都台東区池之端 2-9-4 永谷コーポラス 201号

（社）日本畜産学会 事務局

TEL:03-3828-8409 FAX:03-3828-7649 E-mail:tikusan@blue.ocn.ne.jp

〔締切日〕 9月20日（土）必着

推薦等要項

〔推薦の対象〕

1. 木原記念財団学術賞推薦の対象は、最近において生命科学の分野で優れた独創的研究を行っている国内の研究者で、50才以下（平成20年9月30日締切日現在）の方とします。また木原記念財団特別賞推薦の対象は、最近において生命科学の分野で独創的かつ社会的貢献に繋がる研究を行っている国内の研究者で、50才以下（平成20年9月30日締切日現在）の方とします。

ただし、推薦の研究課題で他の著名な賞を受けていないこととします。

〔推薦の依頼先〕

2. 推薦は生命科学に関する学会、大学、及び研究機関等に依頼しています。

〔推薦の方法〕

3. 推薦者は学会、大学、及び研究機関等の代表者とし、1推薦者からの推薦は、各賞、原則として1件とします。
- (2) 推薦は所定の推薦書（別添）に必要事項を記入し、当財団あてに1部送付願います。
- (3) 推薦の締切日は平成20年9月30日（消印有効）とします。

〔選考方法及び結果〕

4. 受賞者は、当財団の選考委員会で候補者を選考し、理事会にて決定します。
- (2) 選考結果は推薦者及び受賞決定者に通知します。
- (3) 選考結果は公表します。

〔木原記念財団学術賞、及び木原記念財団特別賞の内容〕

5. 木原記念財団学術賞は毎年原則として1件に贈呈します。
- (2) 学術賞は賞状、記念牌及び賞金200万円を贈呈します。
6. 木原記念財団特別賞は、受賞者が選考された場合に、1件贈呈することができるものとします。
- (2) 特別賞は賞状、記念牌及び賞金100万円を贈呈します。

〔推薦書提出先、連絡先〕

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
〒244-0813 横浜市戸塚区舞岡町6-4-1-12
TEL. 045-825-3487 FAX. 045-825-3307
担当：中山
<http://www.kihara.or.jp>
e-mail : nakayama@kihara.or.jp

<別紙> これまでの木原記念学術賞受賞者一覧（敬称略）

- 第1回 野村大成 大阪大学教授
研究課題：発癌および催奇形性変異の後代への伝達
- 第2回 浅島 誠 東京大学教授
研究課題：両生類の胚誘導と細胞分化に関する研究
- 第3回 五條堀 孝 国立遺伝学研究所教授
研究課題：病原性ウイルスの起源と進化に関する研究
- 第4回 岡田典弘 東京工業大学教授
研究課題：ゲノムの多様性の獲得機構とその進化的意義に関する研究
- 第5回 廣近洋彦 農業生物資源研究所分子遺伝部ゲノム動態研究室長
研究課題：植物トランスポゾンの分子遺伝学的研究
- 第6回 西田育巧 名古屋大学大学院理学研究科教授
研究課題：ショウジョウバエを用いたがん遺伝子の研究
- 第7回 石浦正寛 名古屋大学大学院理学研究科助教授
近藤孝男 名古屋大学大学院理学研究科教授
研究課題：藍色細菌（藍藻）の生物時計の分子生物学的研究
- 第8回 島本 功 奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科教授
研究課題：イネの分子遺伝学的ならびに分子育種学的研究
- 第9回 松本邦弘 名古屋大学大学院理学研究科教授
研究課題：モデル生物を用いた増殖・分化制御機構の分子遺伝学的研究
- 第10回 大野茂男 横浜市立大学医学部教授
研究課題：細胞極性の制御に関わる普遍的な分子機構に関する研究
- 第11回 柿本辰男 大阪大学大学院理学研究科助教授
研究課題：植物ホルモン、サイトカイニンの合成と受容機構の研究
- 第12回 斎藤成也 国立遺伝学研究所集団遺伝研究部門教授
研究課題：分子系統樹構築法の開発研究と生物進化の分子系統学的研究
- 第13回 蟻川 謙太郎 公立大学法人横浜市立大学研究院教授
研究課題：昆虫光感覚に関する神経行動学的研究
- 第14回 松岡 信 名古屋大学生物機能開発利用研究センター教授
研究課題：植物ホルモンの分子遺伝学研究とその育種的利用
- 第15回 長谷あきら 京都大学大学院理学研究科教授
研究課題：植物の光応答の分子機構
- 第16回 渡邊嘉典 東京大学分子細胞生物学研究所染色体動態研究分野教授
研究課題：染色体の均等分裂と還元分裂の違いを作る分子機構

第17回（平成20年度）

木原記念財団学術賞及び特別賞
候補者推薦書

受付月日	
No.	

推 薦 者			
(ふりがな) 氏 名	公印		
団体の名称		推薦者の役職	
連絡先	〒 (電話) () -		

受 賞 候 補 者	
対象の賞 (いずれかに○)	木原記念財団学術賞 / 木原記念財団特別賞
(ふりがな) 氏 名 注1	生年月日 (西暦)
連絡先	〒 電話 : FAX : E-mail ;
略 歴	
受賞歴	

注1：グループを推薦の場合は、代表研究者としますが、他の研究者と氏名の略歴等も記入して下さい。なお、余白が不足の場合は別紙に記入して下さい。

受賞候補者

氏の推薦理由書等

受賞対象の
研究テーマ

研究大要

及び

推薦理由

(文書中に、
記述内容と対
応する『研究
に係る代表的
文献』の番号
を、記載して
ください。)

(特別賞の候
補者について
は、研究内容
がどのように
社会的貢献に
繋がっている
かを記載して
ください。)

<p>研究に係る 代表的文献 (主要な論文3編 に○印を付け、 2部添付してく ださい。 <u>また、特許等で 貢献度の高い資 料があれば記載 して下さい。)</u></p>	
<p>他の学術賞等 への推薦の有 無及び推薦先</p>	

1 締 切 日 平成20年9月30日(当日消印有効)
2 推薦書提出先 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
連 絡 先 〒244-0813 横浜市戸塚区舞岡町641-12
担 当 : 中山
TEL 045-825-3487 FAX 045-825-3307

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団表彰規程（改定案）

第1条 この規程は、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「財団」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 財団は、生命科学の分野で優れた独創的研究を行っている者（満50歳以下）を表彰するため、その者に対し、「木原記念財団学術賞」（以下「学術賞」という。）を授与する。

2 財団は、生命科学の分野で独創的、かつ社会的貢献に繋がる研究を行っている者（満50歳以下）を表彰するため、その者に対し、「木原記念財団特別賞」（以下「特別賞」という。）を授与することができる。

第3条 学術賞は、賞状及び賞金とし、賞金の額は1件につき200万円とする。

2 特別賞は賞状及び賞金とし、賞金の額は1件につき100万円とする。

第4条 学術賞の授与は、毎年、原則として1件につきこれを行う。

2 特別賞の授与は、選考委員会で選考された場合、1件につきこれを行うことができる。

第5条 財団は、表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦を、生命科学に関する学会、大学、ならびに研究機関等に対し、依頼するものとする。

第6条 財団に、候補者を選考し、表彰者を決定するため、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団表彰者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、7人の委員で組織する。

3 委員は、広く学識経験のある者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員の委嘱は、選考の都度行うものとする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 選考委員会に、委員長1人を置く。

6 委員長は、選考委員会において委員の互選により選出する。

7 前各項に定めるもののほか、選考委員会に関し、必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

第7条 委員は、審査の経過に関する内容を一切外部にもらしてはならない。

第8条 選考委員会は、委員長を含む委員の3分の2以上の出席により成立する。

第9条 選考委員会の議事は、委員長を含む出席者の過半数をもって決定する。

ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長を除く委員は、示された事項につき、書面をもって会議に加わることができる。この場合は出席したものとみなす。

第10条 理事会は、選考委員会の報告に基づき、表彰者を決定する。

第11条 理事長は、表彰者が決定した後、速やかに選考の結果を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成4年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。